千代田区が発注する公共工事等の事前公表基準

(10 千総経発第 791 号 平成 11 年 3 月 2 日助役決裁) 一部改正 13 千総経発第 221 号 平成 13 年 11 月 28 日

一部改正 23 千政契担発第 399 号 平成 24 年 4 月 1 日

1.目的

千代田区が発注する建築工事、設備工事、土木工事及びこれに類する工事並びに、設計、測量及び地質調査委託(以下「公共工事等」いう。)に係る入札・契約制度の透明性を高めるため、公共工事等の発注見通しを公表する。

2. 公表対象

当該年度に予算化された公共工事等で競争入札予定案件の内、予定価格が250万円以上の ものとする。

3. 公表時期

年度内の公共工事等の発注見通しを4月中に公表する。

なお、年度途中に予算化されたものや公表後に変更が生じたもの等については、7月、10月 及び1月中に公表する。ただし、必要のある場合は、上記の時期にかかわらず適宜公表する。

4. 公表方法

契約係窓口での閲覧方式とする。

なお、公共工事等の内容の問合せは契約締結請求所管課で対応する。

5. 公表書式

書式は、別紙様式を標準とする。

6.事務処理

- (1) 公共工事等の契約締結請求所管課長は、当該年度に予算化された公共事業等の案件について、4月20日までに契約課長に提出する。
- (2) 公共工事等の契約締結請求所管課長は、追加・変更・中止等があった場合は、適宜、公表書式にその事由を表示し、契約課長に提出する。
- (3) 契約課長は、公表書式を取りまとめ、閲覧の用に供する。
- (4) 本公表に関し、新たな問題点や不測の事態が生じたときは、契約締結請求所管課及び契約課において連携を密にし、対応していく。

7. その他

平成13年度の一部改正に伴う公表は、12月中に行う。